

**測量・建設コンサルタント等
入札参加資格審査申請要領**
(追加登録分・令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日適用)

秋田市および秋田市上下水道局が発注する測量・建設コンサルタント等の入札に参加しようとする方は下記の手順を一読し、必要書類を提出してください。

記

- 1 受付期間 令和 7 年度内随時
受付時間 午前 8:30～12:00、午後 1:00～5:00
(ただし、土曜日、日曜日、祝日および市の休日を除く。)
〔毎月 1 日～10 日の申請分→申請月に審査をし、翌月 1 日から名簿登載
※10 日が休日等に当たるときは、直前の開庁日までの申請分
毎月 11 日～末日の申請分→申請月の翌月に審査をし、翌々月 1 日から名簿登載〕
- 2 受付対象業者 (1) 新規業者…令和 6 年度以降に登録したことがない者
(2) 更新業者…令和 6 年度以降に登録したことがある者
(3) 業種等追加…令和 7・8 年度登録業者のうち、要件を満たしたことにより業種や部門を追加登録する者
- 3 提出先 〒010-8560
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 本庁舎 4 階
秋田市役所総務部 契約課 工事契約担当
電話 018-888-5438
- 4 提出部数 1 部
- 5 提出方法 持参又は郵送
※郵送分は契約課に到着した日をもって申請がなされたものとして審査を行うため、受付最終日の午後 5 時までに契約課事務室必着のこと。
なお、申請書類に不足等がある場合は、追加書類の提出日を申請日とします。
また、郵便料金に不足等がある場合は書類の受取りはできませんのでご注意ください。
- 6 審査基準日 資格審査の申請をする年の 1 月 1 日
- 7 有効期間 測量等有資格者名簿に登載した日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 8 申請業種 ※資格審査要件は 2 ページおよび 3 ページを参照のこと
(1) 測量
(2) 建築関係建設コンサルタント業務
(3) 土木関係建設コンサルタント業務 (計量証明事業者を含む)
(4) 地質調査業務
(5) 補償関係コンサルタント業務 (不動産鑑定業者、土地家屋調査士および司法書士を含む)
(6) 下水道管等清掃業務
(7) その他
- 9 参加資格
(1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者でないこと
(2) 経営状態が著しく不健全でないこと
(3) 営業に関し法律上必要な資格を有していること
(4) 資格審査の申請をする年の 1 月 1 日の直前の 2 営業年度に入札参加を希望する業

- 務の営業実績があること
- (5) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の者でないこと

10 申請業種における資格審査要件

業 種	業務内容	資 格 審 査 要 件
測量業務	基本測量 公共測量 基本測量及び公共測量以外の測量 その他の測量	1 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けていること 2 公共測量を希望する者にあつては、測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）有していること
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般 構造 耐震診断 耐力度測定	1 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていること 2 構造を希望する者にあつては、過去10年以内に公共建築物に関する構造設計を行った実績を有すること 3 耐震診断を希望する者にあつては、一級建築士のうち、一般社団法人文教施設協会又は一般財団法人日本建築防災協会が行う耐震診断の講習会受講者である有資格者を1名以上有していること 4 教育施設等の耐力度測定を希望する者にあつては、一級建築士のうち一般社団法人文教施設協会が行う耐力度測定の講習会受講者である有資格者を1名以上有していること
土木関係建設 コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 計量証明事業者	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、部門の登録を受けていること
地質調査業務		計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けていること 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録を受けていること
補償関係 コンサルタント業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償 不動産鑑定業者 土地家屋調査士 司法書士	1 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定により、部門の登録を受けていること 2 登録部門において一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士を1名以上有していること
下水道管等 清掃業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていること 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定による登録を受けていること 司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条の規定による登録を受けていること 1 必要機材（高圧洗浄車・汚泥吸引車）を所有していること 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第76条に規定されている技能講習を修了した酸素欠乏・硫化水素危険作業

		主任者を有していること 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物収集運搬業許可を秋田市又は処分地の所在地において受けていること
その他		上記以外で「 <u>測量、設計およびこれらに準ずる業務</u> 」の入札に係ると認められる業種 ※漏水調査の登録は行いませんので、上下水道局総務課管財係へお問い合わせください。

11 提出書類

提出書類の要・不要は、下表の取り扱いのとおりとします。

新規・更新の別については「2 受付対象業者」のとおりです。

市内・市外の別について

→市内：秋田市内に本店を置く者、市外：秋田市外に本店を置く者

提出書類	区分		新規業者		更新業者		業種等追加
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
ファイリング（表紙色）	（ピンク）	（黄色）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）
（1）業者登録カード	○	○	○	○	○	○	○
（2）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書一式	○	○	○	○	○	○	▲
（3）営業所一覧表	○	○	○	○	○	○	▲
（4）技術者経歴書	○	○	○	○	○	○	○（追加分）
（5）測量等実績調書（2年間）	○	○	○	○	○	○	○（追加分）
（6）登録通知（写）	○	○	○	○	○	○	○（追加分）
（7）財務諸表類（直前一年間）	○	○	○	○	○	○	▲
（8）委任状 ※委任事項がある場合のみ	—	○	—	○	—	○	▲
（9）謄本等	○	○	○	○	○	○	▲
（10）納税証明書等	○	○	○	○	○	○	▲
（11）社会保険料納入証明書	○	—	○	—	○	—	▲
（12）誓約書	○	○	○	○	○	○	○
（13）下水道管等清掃業務関係書類 ※申請者のみ	○	○	○	○	○	○	○
（14）返信用封筒（定形サイズ）+切手 ※郵送による申請者のみ	○	○	○	○	○	○	○

（1）業者登録カード（様式1）

国土交通省の申請書を使用

（2）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書一式（①-1, 2, 3、②-1, 2）

（3）営業所一覧表（上記申請書様式③）

（4）技術者経歴書（" ④）

※有資格者の資格および登録部門を明示してください。

（5）測量等実績調書（2年間）（様式2-1又はそれに準ずるもの）

※建築関係建設コンサルタント業務のうち、構造を希望する者は「測量等実績調書（構造）（様式2-2）」を作成してください（作成にあたっては各様式の注を参照）。

（6）登録通知（写）

・建築関係建設コンサルタント業務のうち、耐震診断・耐力度測定を希望する者は要件を満たしていることがわかる書類を1名以上分添付してください。

- ・ 補償関係コンサルタント業務については、登録部門ごとに、**補償業務管理士**の登録証の写しを 1 名以上分添付してください。
- ※ 測量業務については、登録通知書の写しを提出してください。登録証明書の写しは不要です。
- ※ 有効期間内に申請業種における登録の更新があった場合は、通知の写しを添付のうえ、「入札参加資格審査申請書変更届」を提出してください。

(7) 財務諸表類（直前一年間）

(8) 委任状（※委任事項がある場合のみ）

※次の（9）～（11）は、それぞれ写しでも可

(9) 謄本等 法人：登記事項証明書（申請日前 3 か月以内のもの）
 個人：身分証明書（申請日前 3 か月以内のもの）

(10) 納税証明書等

- ア 消費税の納税証明書（「その 3 未納税額のない証明用（その 3 の 3 で可）」）
 直近の事業年度のものを提出してください。
 国税の納税証明書の請求・受取は e-Tax を使った電子申請が可能です。電子申請を利用しない場合は税務署で発行してもらってください。
- イ 秋田市に納めた法人市民税の納税証明書（秋田市内に本店を置く者のみ）
 直近の事業年度のものを提出してください。
 個人営業の方は個人市県民税の納税証明書（申請日において納付期限が到来している分で直近 4 期分）を提出してください。
- ウ 秋田市に納めた固定資産税の納税証明書
 申請日において納期限が到来した直近 4 期分を提出してください。
秋田市で事業（この申請に係る業務に限らない）を行っていて、固定資産を有しているが課税額が 0 円の方は「課税証明」、固定資産を有していない方は「資産なし証明」を提出してください。
- エ 秋田市に納めた特別徴収分個人市県民税の領収証書（秋田市内に本店を置く者のみ）
 登録業者が特別徴収義務者になっている場合、申請日において納付期限が到来している分で直近 3 か月分を提出してください。
 従業員が個々に納めている場合は「宣誓書（様式 3）」を提出してください。
 ※ 特別徴収分個人市県民税の納税証明書は発行されません。

(11) 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書（※秋田市内に本店を置く者のみ）

- 申請日が属する月の、前々月末（休日等に当たるときは翌営業日）を納期限とする分までの 1 2 か月分の証明書を提出してください。
- ・ 健康保険料……年金事務所又は加入の健康保険組合等で発行する保険料納入証明書等
- ・ 厚生年金保険料……年金事務所で発行する社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書
- ※ 従業員が 5 人未満で厚生年金保険の適用を受けていない個人事業所は、事業主の国民健康保険と国民年金について納付の確認ができる書類を提出してください。

(12) 誓約書（様式 4）

(13) 下水道管等清掃業務関係書類（※申請者のみ）

- ア 必要機材（高圧洗浄車・汚泥吸引車）の所有を証明する書類
- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（＝第 2 種酸素欠乏危険作業主任者）の資格等についての証明書類
- ウ 産業廃棄物収集運搬の資格等についての証明書類

(14) 返信用封筒（※郵送による申請を行う場合のみ）

郵送申請に対しては受付票は発行せず、業者登録カード（様式 1）に受付印を押したものの写しを返送しますので、郵便物料金分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

12 提出書類のファイリング方法

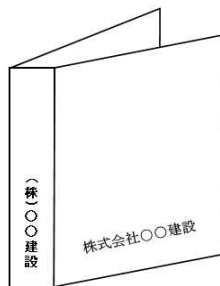
新規業者は、11の(1)～(13)までを番号順に A 4 縦のファイルに綴じて提出してください。

更新業者は、ファイルは不要ですので、書類一式をクリップ留めにして提出してください。

(1) ファイルの表紙色は、市内業者→ピンク色、市外業者→黄色を使用してください。

(2) ファイルの表紙および背表紙に、必ず商号・名称を記入してください。

【記入例】



※ ファイルについては『グリーン購入法適合』の仕様を推奨します。

13 業者登録カード記載要領（7 ページの記入例参照）

委任状があるときは、受任先について記入してください。

(1) 他業種の登録欄

他業種の登録の有無を記入してください。

(2) 所在地区分欄

右表を参考に記入してください。

市内	→ 市内に本社
市内営業所	→ 契約者が市内営業所等
県内	→ 県内に本社
東北	→ 東北地方に本社
東北外	→ 東北地方以外に本社

(3) 業者番号欄

- ・新規業者⇒記入しないでください。
- ・更新業者⇒令和 6 年 2 月中に送付された「新電子入札システムへの更新に伴うログイン情報について（お知らせ）」又は電子入札システムの「登録者情報」画面に記載されている業者番号を記入してください。
なお、業者番号が不明の場合は空欄にしてください。

(4) 業者名（受任先名）、代表者名（受任者名）、肩書名（受任者肩書名）、住所（受任先住所）欄

- ・一つの枠に 1 文字を記入してください。
- ・「代表者名（受任者名）」の欄は、姓と名の間に 1 マス空けて左詰めで記入してください。
- ・フリガナは**必ず**記入して下さい。

(5) 郵便番号、電話番号、FAX 番号、e-mail アドレス欄

正確に記入してください。

(6) 申請業種欄

- ・入札参加資格の審査を申し出る業種について申請欄に○をしてください。
- ・有資格者数(人)欄がある業種については、それぞれ記入してください。
同一人の資格であっても、申請業種・部門が異なるときはそれぞれに記載してください。

(7) 取引金融機関(振込口座)欄(現金で契約保証金を納付する者のみ)

秋田市および上下水道局からの支払等に使用する金融機関を記入してください。

※契約の保証を完成保証人、金融機関の保証等にする場合は記入が不要になります。なお、記入した場合は取引金融機関(振込口座)欄の変更があった場合に変更届の提出が必要になります。

(8) 担当者欄

この申請にかかる担当者の氏名、所属部署および連絡先を**必ず**記入してください。

14 申請書記載事項の変更届

申請後、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに変更届を提出してください。

変更届の様式および添付書類については、秋田市ホームページをご覧ください。

(ページ番号 1002076)

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1002187/1002076.html>

(1) 商号又は名称(受任先名)、住所および郵便番号(受任先住所)

(2) 電話番号、FAX番号およびe-mailアドレス

(3) 代表者(受任者)の氏名

(4) 法令等による登録に係る登録番号および登録年月日

(5) 取引金融機関(現金で契約保証金を納付する者のみ)

(6) その他申請内容に係る変更事項

15 秋田市電子入札システム業者番号等のログイン情報について

新規業者は、名簿登載日に、電子入札システムに参加するための業者番号等を申請書に記載のあったメールアドレスへ通知します。メールアドレスを記載の際は、お間違えないようご注意ください。

16 電子入札システムについて

令和6年4月から「電子入札コアシステム」を基盤とした新システムへと変更しています。新電子入札システムおよびICカードの購入については、秋田市ホームページをご覧ください。

○ 電子入札システムへの入り口(ページ番号 1010194)

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/e-bidding/1010194.html>

(施行)

業者登録カード(委託業者用)

更新業者は業者番号を記入してください。

※新規業者は記入しないでください。

【他業種の登録】有 (工事・物品) / 無		【所在地区分】市内・市内営業所 県内・東北・東北外		業者番号※ 0 0 0 0 0 0 9 9 9 9 9											
フリガナ 業者名 (受任先名)	アキタシセツケイ(カ)														
フリガナ 代表者名 (受任者名)	秋田 市 設 計 株 式 会 社														
フリガナ 住所 (受任先住所)	アキタ タロウ														
フリガナ 代表者名 (受任者名)	秋田 太郎														
フリガナ 住所 (受任先住所)	アキタサンノウィッチョウメー														
郵便番号	010 — 8560			電話番号	018 — 888 — 5438			FAX番号	018 — 888 — 5437						
e-mailアドレス	ro-fncn@city.akita.akita.jp														

現金で契約保証金を納付する者のみ記載してください。

【申請業種】申請する業種について、申請欄に○をすること。
有資格者数の欄がある業種は遺漏なく記入すること。

業種名	申請	有資格者数(人)	業種名	申請	有資格者数(人)
1 測量関係			土質及び基礎		
基本測量		測量士 2	鋼構造及びコンクリート		
公共測量	○	測量士補 1	トンネル		
基本測量及び公共測量以外の測量			施工計画・施工設備及び積算		
その他の測量			建設環境		
2 建築関係建設コンサルタント			機械	○	1
建築一般	○	一級建築士	電気電子		
構造			計量証明事業者		環境計量士
耐震診断		耐震診断講習受講者	4 地質調査		技術士
耐力度測定		耐力度測定講習受講者			地質調査技士
3 土木関係建設コンサルタント			5 補償関係コンサルタント		
河川・砂防及び海岸・海洋			土地調査	○	1
港湾及び空港			土地評価		
電力土木			物件	○	1
道路			機械工作物	○	1
鉄道			営業補償・特殊補償		
上水道及び工業用水道			事業損失		
下水道			補償関連		
農業土木			総合補償		
森林土木			不動産鑑定業者		不動産鑑定士
水産土木			土地家屋調査士		土地家屋調査士
廃棄物			司法書士		司法書士
造園	○	(1)	6 下水道管等清掃		酸欠・硫水危険作業主任者
都市計画及び地方計画	○	(1) 4	7 その他		
地質					

実務経験や認定の技術者は()で表示してください。
左欄の「都市計画及び地方計画」の例は、技術士が4名・実務経験者が1名の場合。

取引金融機関(振込口座)

金融機関名	〇〇〇銀行												
支店名	☆☆☆支店												
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他												
口座名義人	秋田市設計株式会社												

同一人の資格であっても、申請業種・部門が異なるときはそれぞれに記載してください。

資格審査の申請をする年の1月1日を記載してください。

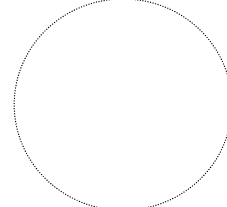
審査基準日	令和 年 1 月 1 日
有効期間満了日	令和 9 年 3 月 31 日

担当者氏名	秋田 次郎												
所属部署	営 業 課												
連絡先Tel	018 — 863 — 2222												
(申請代理人・作成行政書士) Tel													

申請の担当者の氏名等を必ず記載してください(不足書類等の連絡に使用します)。

※郵送申請に際しては受理票は発行せず、下欄に受付印を押印した写しを返送する(受付印のないものは無効)。

受 付 印



- 1 入札心得および秋田市電子入札システム運用基準について
秋田市ホームページに掲載しておりますので、入札に臨む前に必ず読んでください。
- 2 予定価格の事前公表について
秋田市では、入札に付する全ての案件の予定価格を事前公表しています。予定価格を上回る金額で入札した場合は失格となりますので、入札前に必ず確認してください。
- 3 最低制限価格の設定について
設計金額50万円を超える入札に付する測量・建設コンサルタント等の案件については、平成23年4月から最低制限価格制度を適用しています。
詳細は「秋田市最低制限価格制度取扱要領」をご覧ください。
<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1002633/1002123.html>
- 4 設計図書の閲覧について
設計図書は、電子入札システムの入札案件におけるご案内を確認してください。
- 5 入札参加業者の入札後の公表について
秋田市では、入札に参加した業者を入札終了後に公表しています。
- 6 契約保証について
入札に付した案件については、契約保証が必要となります。落札が決定したときは、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する、次に掲げるもののうちのいずれか一つを契約保証としてください。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
 - (3) 公共工事履行保証証券による保証
 - (4) 履行保証保険契約の締結
 - (5) 当該契約の履行を保証する保証人

そのほか、不明な点については、契約課工事契約担当（電話018-888-5438）へお問い合わせください。